

随 意 契 約 理 由 書

1 業 務 名	災害対応待機宿泊契約
2 業 者 名	株式会社リーガプレイス肥後橋
3 随意契約理由	
<p>本業務は、勤務時間外（夜間）において、地震や津波による大規模災害が発生した際、待機を指定された社員が災害対策本部に参集し、同本部において、初動対応を迅速かつ適切に実施するため、本社近くに宿泊待機場所の確保を図るもの。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、次の①～③が必須である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建物の耐震性 ②本社に近いこと ③年間を通じて宿泊場所を確保すること <p>リーガプレイス肥後橋は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①1981年に開業し、旧耐震基準の建物であったが、2019年9月に新耐震基準に適合した躯体工事を実施し、現在は新耐震基準に沿った建物である。 ②本社から200m程度の近い場所に立地する宿泊施設である。 ③年間を通じて宿泊する部屋を供給できる宿泊施設である。 <p>上記を総合的に勘案した結果、リーガプレイス肥後橋を宿泊施設として選定したものである。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第二号に基づき、リーガプレイス肥後橋を運営・管理する株式会社リーガプレイス肥後橋を契約相手方として随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。</p>	